

監査委員公表第1号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成28年9月30日

神奈川県内広域水道企業団

監査委員 川 副 英 二

同 長 坂 潔

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 平成27年度に行った事務事業
- 3 監査の範囲
  - 総務部 総務課、財務課、経営企画室
  - 技術部 浄水計画課、監理指導課、設計課、水運用センター、西長沢浄水場、相模原浄水場、伊勢原浄水場、綾瀬浄水場、飯泉取水管理事務所、社家取水管理事務所、広域水質管理センター
- 4 監査の期間 平成28年5月13日から平成28年9月9日まで
- 5 監査の重点項目
  - 予算の執行状況、各種帳簿・証拠書類の整理保存、違法・不当・不経済な支出、契約事務、財産の取得・管理及び処分状況、改良工事・維持工事・業務委託等施設管理業務の状況、事務処理の効率化、事業運営が社会情勢に照らし、適切になされているかに重点をおき監査を実施した。
- 6 監査の結果
  - 監査の結果は、概ね良好であると認められたが、次の事項については、特に配慮が必要である。
    - (1) 職員の服務に関する規程に定める新採用職員の保証書は規定に則り行われたい。  
(総務課)
    - (2) 設計変更における執行伺について、適正な決裁区分により処理されたい。(伊勢原浄水場)

(総務課)

件	名
職員の服務に関する規程に定める新採用職員の保証書は規定に則り行われたい	
実 例 及 び 問 題 点	
<p data-bbox="264 600 1437 745">職員の服務に関する規程によると、「新たに採用された職員は、人事異動通知書の交付を受けた日から5日以内に、保証書を総務課長に提出しなければならない」とされている。</p> <p data-bbox="296 768 1241 801">現在、新採用職員の保証書の提出がされておらず、不適切である。</p> <p data-bbox="264 936 344 969">(参考)</p> <ul data-bbox="288 992 735 1025" style="list-style-type: none"><li>○ 職員の服務に関する規程</li></ul> <p data-bbox="360 1048 799 1081">(新採用職員の保証書の提出)</p> <p data-bbox="320 1104 1430 1249">第4条 新たに採用された職員は、人事異動通知書の交付を受けた日から5日以内に、保証書(第1号様式)を総務課長に提出しなければならない。</p>	

件 名																		
設計変更における執行伺について、適正な決裁区分により処理されたい																		
実 例 及 び 問 題 点																		
<p>設計変更後の執行伺については、職務権限規程に基づいて、変更後の総額に応じて扱うことになっている。</p> <p>伊勢原浄水場排水処理設備機器修繕工事において、設計変更により設計金額が5,000万円を超えたが、執行伺の決裁を副企業長まで取っていなかった。職務権限規程における決裁区分に則り、適正な事務処理をされたい。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 職務権限規程 別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>企業長 決裁事項</th> <th>副企業長 専決事項</th> <th>部長等 専決事項</th> <th>課長等専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 工事、修繕及び業務委託(単価契約に基づくものを含む。)の執行の決定に関すること((2)に定めるものを除く。)</td> <td rowspan="2">1件1億円以上</td> <td rowspan="2">1件1億円未満</td> <td>(総務部長) 1件5,000万円未満 (修繕を除く。)</td> <td>(財務課長) 1件1,000万円未満 (技術部に係る修繕を除く。)</td> </tr> <tr> <td>(技術部長) 1件5,000万円未満 (修繕)</td> <td>(浄水計画課長) 1件1,000万円未満 (技術部に係る修繕)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(課長共通) 1件50万円未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 (1)及び(2)に関し設計変更に係る増額により変更後の総額が原決裁権者の権限を超える場合は、変更後の総額により決裁権者を決する。</p>		事項	企業長 決裁事項	副企業長 専決事項	部長等 専決事項	課長等専決事項	(1) 工事、修繕及び業務委託(単価契約に基づくものを含む。)の執行の決定に関すること((2)に定めるものを除く。)	1件1億円以上	1件1億円未満	(総務部長) 1件5,000万円未満 (修繕を除く。)	(財務課長) 1件1,000万円未満 (技術部に係る修繕を除く。)	(技術部長) 1件5,000万円未満 (修繕)	(浄水計画課長) 1件1,000万円未満 (技術部に係る修繕)					(課長共通) 1件50万円未満
事項	企業長 決裁事項	副企業長 専決事項	部長等 専決事項	課長等専決事項														
(1) 工事、修繕及び業務委託(単価契約に基づくものを含む。)の執行の決定に関すること((2)に定めるものを除く。)	1件1億円以上	1件1億円未満	(総務部長) 1件5,000万円未満 (修繕を除く。)	(財務課長) 1件1,000万円未満 (技術部に係る修繕を除く。)														
			(技術部長) 1件5,000万円未満 (修繕)	(浄水計画課長) 1件1,000万円未満 (技術部に係る修繕)														
				(課長共通) 1件50万円未満														